

一般社団法人日本スポーツ歯科医学会
専門医の認定に関する規則

- 第1条 本規則は、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則（以下、認定規則）の施行にあたって、認定規則に定められた以外の事項については、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会専門医の認定に関する規則に従って運営するものとする。
- 第2条 認定規則第23条に定める申請書類は、以下のとおりとする。
- (1) 認定申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 日本国歯科医師免許証（写）
 - (4) 歯科診療従事経験証明書（様式3）
 - (5) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）
 - (6) スポーツ愛好家に対する歯科治療症例（様式4）
 - (7) マウスガード製作提供症例（様式4）
 - (8) 専門医認定審査料振込み受領証（写）
 - (9) JASD認定医認定証（写）
- 第3条 研修カリキュラムは、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度における研修カリキュラムに関する内規（以下、研修内規）に定めることとする。
- 第4条 本規則第2条に定める研修カリキュラム単位は以下のとおりとし、申請者に対し下記のとおり履修を課す。
- 2 初回時には、研修内規のカリキュラム項目①20単位以上、②、③および④20単位以上、（学会認定研修会を1回以上含む）⑩30単位以上および⑪25単位以上の計95単位以上を取得しなければならない。
 - 3 更新時には、研修内規のカリキュラム項目①20単位以上、②、③および④20単位以上（学会認定研修会を1回以上含む）、⑤20単位以上、①、②、③、④および⑤を含むその他の項目で20単位以上の計80単位以上を取得しなければならない。
 - 4 スポーツ歯科に関する顕著な臨床経験、業績（発表・論文等）又はそれに準ずるものを有する場合、研修カリキュラムは免除されるものとする。
- 第5条 認定規則第23条及び第25条に定める専門医審査及び登録に手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- (1) 専門医審査料 1万円
 - (2) 専門医登録料 3万円
 - 2 認定規則第24条において再審査を認めた場合、再審査を受けようとする者は専門医再審査料5千円を納入する。なお、既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第6条 認定規則第23条により提出された申請書類の審査に合格した者は、認定規則第24条に規定される認定試験を受けなければならない。
- 2 認定試験は、認定委員が行う。
 - 3 認定試験は、スポーツ歯科医学について口述により行うものとし、必要に応じて筆記あるいは技能試験を課す。
- 第7条 認定規則第25条に規定する専門医資格の審査は、毎年1回実施することとし、学会は審査を開始する3カ月前までに、認定の申請受付日及び審査実施期間を告示するものとする。
- 第8条 認定規則第56条に定める資格更新のための申請書類は、以下のとおりとする。
- (1) 認定申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2、変更のある場合のみ）
 - (3) 日本国歯科医師免許証（写、変更のある場合のみ）
 - (4) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）
 - (5) 認定医更新審査料振込み受領証（写）
 - (6) JASD専門医認定証（写）

第9条 認定規則第56条に定める専門医更新審査に係る手数料は以下のとおりとする。既納された手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(1) 専門医更新審査料 2万円

第10条 認定規則第60条に規定する経過措置は以下のとおりとする。

2 専門医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

(1) 専門医の認定申請時に、認定医の資格を有し、1回以上更新していること、または終身認定医の資格を有していること

(2) 専門医の認定申請時に、学会正会員歴を有し、申請時に正会員であること

3 経過措置における申請書類一式は、以下のとおりとする。

(1) 認定申請書（様式1）

(2) 履歴書（様式2）

(3) 日本国歯科医師免許証（写）

(5) 研修カリキュラム単位取得証明書（様式4）

(6) 専門医認定審査料振込み受領証（写）

(7) JASD認定医認定証（写）

4 経過措置における研修カリキュラムは、研修内規のカリキュラム項目①20単位以上、②、③および④20単位以上（学会認定研修会を1回以上含む）、⑤20単位以上、①、②、③、④および⑤を含むその他の項目で20単位以上の計80単位以上とする。

5 申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、認定とする。

第11条 本規則の改廃は、認定委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1 本規則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する。

2 本規則適用日時点で第10条第2項を満たす認定医制度規則（平成16年9月26日施行、平成17年4月1日適用）における認定医は、第10条の規定にかかわらず、本規則上の専門医とみなす。資格有効期間は認定制度規則第26条にかかわらず、従前のものを適用する。

3 本規則は、令和5年6月26日より施行する。